平成２３年（フ）第５８７０号
大阪府箕面市小野原西６丁目13―４
破産者　株式会社美山運輸
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６２６号
大阪市中央区南船場１―５―18南船場リンクビル６Ｆ
破産者　有限会社ＪＲＴ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６２７号
大阪市西区西本町２丁目１番13号
破産者　東洋住器株式会社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４８号
大阪市淀川区西中島４丁目13番24号
破産者　有限会社花原興産
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７４９号
大阪市淀川区西中島４丁目13番24号
破産者　花原化学工業株式会社
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９７８号
大阪府東大阪市渋川町２丁目12番26号
破産者　株式会社シンワ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９８２号
大阪府吹田市五月が丘南30番６号
破産者　株式会社オートメカニカ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０２８号
大阪府池田市住吉２丁目３番17号
破産者　株式会社ラストラーダ
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０３３号
大阪市大正区泉尾４丁目14番30―203号
破産者　有限会社インテリアアーム
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６号
神戸市須磨区妙法寺字野路山1053―81
破産者　株式会社小坂電気商会
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３号
兵庫県西脇市上野219番地
破産者　株式会社せいほうツアー
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第８６号
青森県五所川原市みどり町４丁目74番地
破産者　鎌田　嘉美
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
青森県八戸市長苗代１丁目１番１号
破産者　株式会社中村実業
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第６７号
岩手県花巻市天下田48番地５
破産者　東北建設株式会社
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第６８号
岩手県花巻市天下田48番地９
破産者　信成建設株式会社
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２６１号
茨城県龍ケ崎市若柴町3014番地８
破産者　株式会社ロジスティック・ハイウェイ
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第２６２９号
横浜市金沢区東朝比奈１―48―15　三信テラス103号、住民票上の住所横浜市金沢区寺前１丁目８番６―407号
破産者　広瀬　幸子
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１８３号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目４番７号
破産者　株式会社オリエンタルハウス
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３号
山梨県甲府市新田町３番１号
破産者　有限会社インテリアながさわ
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６４号
山梨県甲府市新田町３番１号
破産者　長澤　孝行
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
三重県鈴鹿市下箕田１丁目４番５号
破産者　濵口精一郎
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６６４号
熊本市国府３丁目21番85号
破産者　有限会社コニーファクトリー
1　決定年月日　平成24年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部